

2①家畜伝染病予防費

<対策のポイント>

家畜伝染病予防法に基づき、CSF、ASF、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ等の**家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止**を図ります。

<政策目標>

安全な畜産物の安定的な供給に資する主要な家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 家畜伝染病予防費負担金

家畜伝染病予防法の規定により、都道府県が行う

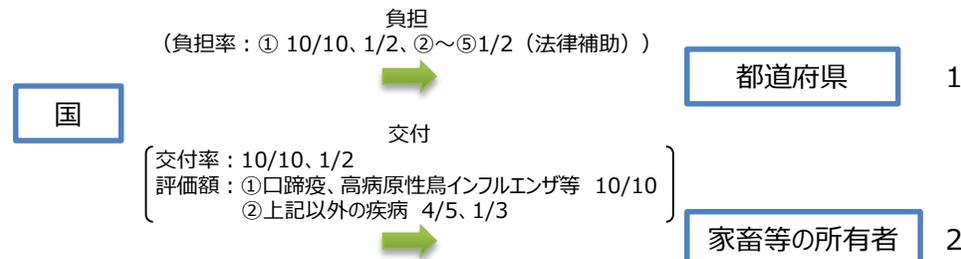
- ① 検査等に必要な資材費、薬品費
 - ② CSFワクチンの購入費及び接種に必要な資材費
 - ③ 消毒ポイントの運営など消毒に要した経費
 - ④ 家畜の伝染性疾病のまん延防止のため行う家畜等の焼埋却に要した経費
 - ⑤ 移動制限等による農場の売上げの減少額等に相当する額
- 等の全部又は一部について国が負担します。

2. 患畜処理手当等交付金

家畜伝染病予防法の規定により、**と殺された家畜に対する手当金やその死体の焼却等に要した費用の全部又は一部を家畜等の所有者に交付**します。

また、CSF、ASF、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等については、通常の手当金と併せて特別手当金を交付し、評価額全額を交付するとともに、予防的に殺処分された家畜に対して支払われる補償金などを交付します。

<事業の流れ>



家畜伝染病予防費負担金
(対象：都道府県)

患畜処理手当等交付金
(対象：家畜の所有者)

モニタリング検査、
農場の立入検査、
CSFワクチン接種、
飼養衛生管理指導
等に要する経費

発生予防の取組

発生状況確認の
ための検査、
家畜等の
移動・搬出制限、
患畜・疑似患畜の
焼埋却、
消毒ポイントの設置
等に要する経費

まん延防止の取組

患畜・疑似患畜の焼埋
却に要する経費、患畜・
疑似患畜の手当金

2 ②家畜伝染病予防費の概要

該 当 条 文	内 容	負 担 率 等	交 付 先
<p>1 法第58条関係 (へい殺畜等手当金) 動物又は物品の所有者に対する手当金等の交付</p>	<p>(1) 患畜の殺処分手当金 (2) ブルセラ病、結核病、ヨーネ病又は馬伝染性貧血の患畜の殺処分手当金 (3) 疑似患畜の殺処分手当金 (4) 検査等の事故畜（死亡畜又は死流産胎児）に対する手当金 (5) 焼却又は埋却した物品に対する手当金（腐蛆病等） (6) 殺処分した患畜に対する特別手当金 (7) 殺処分した疑似患畜に対する特別手当金 (8) 焼却又は埋却した物品に対する特別手当金</p>	<p>評価額の1/3（上限額あり） 評価額の4/5（上限額あり） 評価額の4/5 評価額の10/10 評価額の4/5 評価額の2/3 評価額の1/5 評価額の1/5</p>	<p>個人 （所有者）</p>
<p>2 法第59条関係 (へい殺畜等焼却埋却費交付金) 動物の死体又は物品の所有者に対する焼埋却費の交付</p>	<p>(1) 殺処分した家畜の死体の焼却又は埋却に要した費用 (2) 汚染物品の焼却又は埋却に要した費用</p>	<p>1/2 1/2</p>	<p>個人 （所有者）</p>
<p>3 法第60条関係 (家畜伝染病予防費負担金) 知事又は家畜防疫員が法を執行するのに必要な費用の負担</p>	<p>(1) 家畜防疫員旅費 (2) 評価人の手当及び旅費 (3) 雇入獣医師手当 (4) 牛疫予防液の購入費又は製造費 (5) (4) 以外の動生剤の購入費又は製造費 (6) 農林水産大臣の指定する薬品の購入費 (7) 農林水産大臣の指定する衛生資材の購入費又は賃借料 (8) 農林水産大臣の指定する消毒に要した費用 (9) 農林水産大臣の指定する焼却又は埋却に要した費用 (10) 特定家畜等の移動制限等に起因する売上げの減少額又は費用の増加額に相当する負担</p>	<p>10/10（寄生虫病予防は1/2） 10/10 1/2 10/10 1/2 10/10（寄生虫病予防は1/2） 1/2 1/2 1/2（指定家畜は10/10） 1/2</p>	<p>都道府県</p>
<p>4 法第60条の2関係 (指定家畜補償金等) 指定家畜等の所有者に対する補償金の交付</p>	<p>(1) 殺処分した指定家畜に対する補償金 (2) 指定家畜の死体の焼却又は埋却に要した費用 (3) 指定家畜の飼料費その他の飼養に要した費用</p>	<p>評価額の10/10 10/10 10/10</p>	<p>個人 （所有者）</p>